当　座　勘　定　規　定

第１条　（当座勘定への受入れ）

①　当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。また、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手についても受け入れません。

②　手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

③　証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。

④　証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第２条　（証券類の受入れ）

①　証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。

②　当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第３条　（本人振込み）

①　当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳をしたうえでなければ、支払資金としません。
ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。

②　当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤送信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第４条　（第三者振込）

①　第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第２条と同様に取扱います。

②　第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第３条と同様に取扱います。

第５条　（受入証券類の不渡り）

①　前３条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第４条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第１項の場合には、本人を通じて返却することもできます。

② 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第６条 （手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額によって取扱います。

第７条 （手形、小切手の支払等）

① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された手形または小切手が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。

② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。

③ 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。

A 届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。

B 小切手を使用する方法。

④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

第８条 （手形、小切手用紙等）

① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合は、当行が交付した用紙を使用してください。ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出されたものに限ります。

② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形用紙であることを確認してください。

③ 前２項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。

④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。

⑤ 払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第９条　（支払の範囲）

① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。

② 呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受入れまたは振込された資金により支払います。なお、万一、15 時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当行は責任を負わないものとします。

③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第１０条　（支払の選択）

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にはその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当行の任意とします。

第１１条　（過振り）

① 第９条の第１項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。

② 前項の不足金に対する損害金の割合は年１０％（年３６５日の日割計算）とし、当行所定の方法によって計算します。

③ 第１項により当行が支払をした後の当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。

④ 第１項による不足金、および第２項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。

⑤ 第１項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第１２条　（手数料等の引落し）

① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証量、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。

② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。

第１３条　（支払保証に代わる取扱い）

小切手の支払保証はしません。

第１４条　（印鑑等の届出）

① 当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。

② 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届出てください。

第１５条　（届出事項の変更）

① 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。

② 前項の届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合の除き、当行は責任を負いません。

③ 第１項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第１６条　（印鑑照合等）

① 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえ、請求者等が請求等の権限を有すると当行が過失なく判断して行った取扱いは有効なものとし、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

② 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第８条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第１項と同様とします。

第１７条　（成年後見人等の届出）

① 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由　（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも、同様に当店に届出てください。

② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様にお届けください。

④ 前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。

⑤ 前４項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がない等と判断して行った払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しや無効を出張できないものとします。

第１８条　（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示された場合には、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。

② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第１９条　（線引小切手の取扱い）

① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示された場合には、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。

② 前項の取扱いをしたため、小切手法第３８条第５項の規定による損害が生じても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。　また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に請求できるものとします。

第２０条　（自己取引手形等の取扱い）

① 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができます。

② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第２１条　（利息）

当座預金には利息をつけません。

第２２条　（残高の報告）

当座勘定の受払または残高の照合があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第２３条　（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第２４条　（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第２５条第２項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第２５条第２項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第２５条　（解約）

① この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。

② 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止しまたは預金者に通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害(訴訟費用や合理的範囲の弁護士費用を含みます。）が生じたときは、その損害額を支払ってください。

１．当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

２．本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

３．本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

Ｅ．その他前各号に準ずる行為

③ 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第２６条　（取引終了時の処理）

① この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。

② 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第２７条　（手形交換所規則による取扱い）

① この取引について、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

② 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置が取られている場合には、第７条の第１項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。

③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第２８条　（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

① この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

１．当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

２．将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

３．当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が　預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１ヶ月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

４．この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

② 第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

１．　預入期間、計算期間または償還期間の末日

第２９条　（休眠預金等代替金に関する取扱い）

① この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。

② 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

③ 預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

１．この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの。（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
２．この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと　（当行が当該請求を把握することができる場合に限ります。）
３．この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
４．この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

④　当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
１．　当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
２．　この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金代替金の支払を請求すること。
３．　前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

第３０条　（準拠法令、合意管轄）

①　本規定の準拠法は、日本法とします。
②　本規定に関して訴訟の必要性が生じた場合には、宮崎地方裁判所もしくは宮崎簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第３１条　（規定の変更）

①　この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法 548 条の 4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項は除きます。）変更できるものとします。
②　前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き・インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
③　前２項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以上

小切手用法

１．この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された場合は、当座勘定から支払いません。

３．小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

４．(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。

(2) 金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３・・・）で記入するときは、チェッククライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4) 金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入を一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

５．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。

６．小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。

７．小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。

８．小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

９．自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

算用数字	1			2				3		4			5		6		7		
漢数字	壹	壱	弌	弐	弍	貳	貳	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質

8		9		１０		１００			１，０００			１０，０００	
八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

（その他）　金、円、圓（円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以上

約束手形用法

１．この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

２．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

４．(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。

(2) 金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３・・・）で記入するときは、チェッククライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4) 金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入を一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

５．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。

６．手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。

７．手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

８．自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

９．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分は使用しないでください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

算用数字	1			2				3		4			5		6		7		
漢数字	壹	壱	弌	弐	弍	貳	貳	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質

8		9		１０		１００			１，０００			１０，０００	
八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

（その他）　金、円、圓（円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●約束手形用紙

以上

為替手形用法

１．この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。

２．手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。

３．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

４．振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

５．(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。

(2) 金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4) 金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

６．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。

７．当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。

８．手形用紙は大切に保管してください。当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。

９．手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

１０．自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

１１．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

算用数字	1			2				3		4			5		6		7		
漢数字	壹	壱	弌	弐	弍	貳	貳	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質

8		9		１０		１００			１，０００			１０，０００	
八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

（その他）　金、円、圓（円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●為替手形用紙

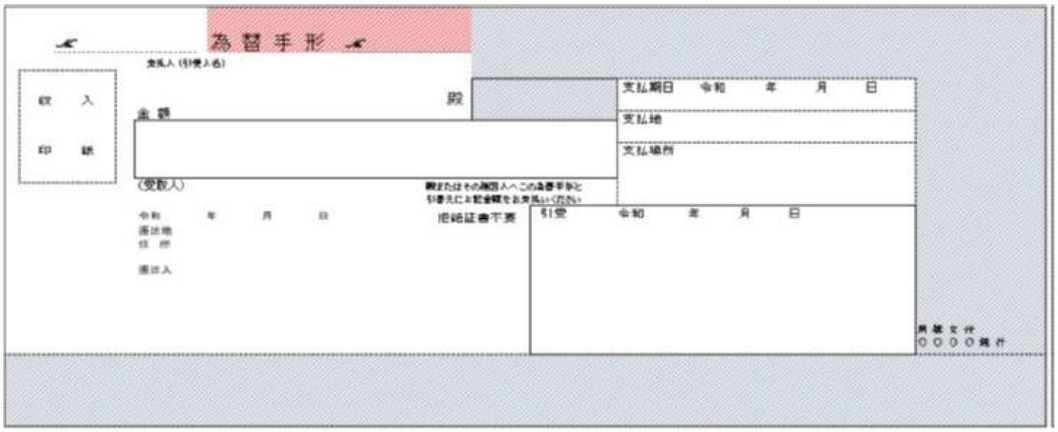

以上

（令和８年９月１５日現在）